

青森県報

第二千二百七十二号

平成十六年
一月七日
(水曜日)

目次

告示

知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(障害福祉課)……………一

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(農林水産所)……………一

公告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課)……………二

右 同……………(同)……………二

右 同……………(同)……………二

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課)……………三

右 同……………(同)……………三

右 同……………(同)……………四

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(東地方農林水産事務所)……………五

土地改良区の役員住所変更……………(中地方農林水産事務所)……………五

告

示

青森県告示第七号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	知的障害者居宅支援事業	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
知的障害者居宅支援の種類	所 在 地	
特定非営利活動法人くみの里	知的障害者デイサービスセンターくみの里	平成十六年一月
八戸市吹上二丁目一之三七	八戸市大字是川字土間沢七の三	
デイサービス事業		

青森県告示第八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 称	場 所
発起人の住所及び氏名	期 間
上北郡百石町一川目四丁目二七番地三九	平成十六年一月七日から一月二十一日まで
上北郡百石町字新田四番地二八	百石町漁業協同組合
川崎 芳 見	
上北郡百石町一川目三丁目七三番地	

の七六

沖田民男

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひろさき未来
- 三 代表者の氏名
福士 昌治
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字松森町六六の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、不特定多数の市民に対して、人に優しい在宅福祉サービスの提供を行うとともに、雇用の場の提供等による就労支援を行うことによつて、市民が心身ともに地域とのつながりを実感できる優しさと安らぎのある社会を構築し、地域福祉の向上と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域生活自立支援センターメンタル・ケア・サポート
- 三 代表者の氏名
森田 良信
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市大字田面木字赤坂二六の七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、八戸市及び周辺市町村の高齢者や精神障害者に対し、地域生活をすすめるために必要とされる生活支援を行い、福祉の向上と自立に寄与することによつて、誰もが住みよい社会を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おいらせサポートハウスKの家
- 三 代表者の氏名
服部 知子
- 四 主たる事務所の所在地
上北郡十和田湖町大字法量字焼山六四の二二七

五 定款に記載された目的

この法人は、三八上北周辺住民及び、高齢者・障害者・児童・その家族や支援する人に対し、必要な福祉サービスなどの事業を行い、自分らしく生活できる社会の構築を目指すとともに、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・セラ東バイパスショッピングセンター

青森市八重田四丁目一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 佐々木周平	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	平成一五・一五・二

四 届出年月日

平成十五年十二月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年一月七日から同年五月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年五月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース堅田店

弘前市大字青山二丁目二三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年一月七日から同年五月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年五月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

新城下堰地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年一月七日

東地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

一 県営土地改良事業の名称

水質保全対策事業

二 工事完了年月日

平成十五年三月二十五日

土地改良区の役員住所変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、長瀬堰土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年一月七日

中 南 地 方 農 林 水 産 事 務 所 長 高 畑 幸

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	大 瀬 豊	旧住所 弘前市大字船水字筒井一五七の一 新住所 弘前市大字船水三丁目一の一五	平成二五・二・三
"	相 馬 賢 一	旧住所 弘前市大字船水字筒井二二の一 新住所 弘前市大字八代町九の一	"

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭